

橋本市告示第 90 号

橋本市軽自動車税(種別割)納税証明書の有効期限に関する要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市軽自動車税(種別割)納税証明書の有効期限に関する要綱の一部を改正する告示

橋本市軽自動車税(種別割)納税証明書の有効期限に関する要綱(平成 27 年橋本市告示第 14 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 97 条の 2 に規定する現に軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面に用いるために発行する軽自動車税納税証明書(以下「納税証明書」という。)の有効期限に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(有効期限)</p> <p>第 2 条 納税証明書の有効期限は、当該軽自動車税の次期納期限の前日とする。ただし、口座振替結果が未判明期間中に納税証明書の交付申請があった場合は、納税証明書の有効期限を当該証明書の有効期限が属する年の 6 月 15 日まで延長することができる。この場合において、期限を延長して発行する納税証明書は、前年度分までの納付状況に基づくものとする。</p>	<p>橋本市軽自動車税(種別割)納税証明書の有効期限に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 97 条の 2 に規定する現に軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面に用いるために発行する軽自動車税(種別割)納税証明書(以下「納税証明書」という。)の有効期限に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(有効期限)</p> <p>第 2 条 納税証明書の有効期限は、当該種別割の次期納期限の前日とする。ただし、口座振替結果が未判明期間中に納税証明書の交付申請があった場合は、納税証明書の有効期限を当該証明書の有効期限が属する年の 6 月 15 日まで延長することができる。この場合において、期限を延長して発行する納税証明書は、前年度分までの納付状況に基づくものとする。</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。